

(要領様式第1号)

## 松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（令和2年条例第63号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

松本市公告第24号  
令和5年3月2日

松本市長 臥 雲 義 尚

### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書

| 根拠条項                         | 内容及び関係図書                        | 公表及び縦覧するもの（○を付す） |
|------------------------------|---------------------------------|------------------|
| (1) 条例第41条第1項                | 事業計画概要書                         |                  |
| (2) 条例第45条第2項<br>(第45条第6項含む) | 事業計画概要説明会終了報告書<br>(勧告に基づくものを含む) |                  |
| (3) 条例第47条第1項                | 事業計画書                           | ○                |
| (4) 条例第50条第4項                | 見解書及び意見書（写）                     |                  |
| (5) 条例第54条第2項                | 最終見解書                           |                  |
| (6) 条例第56条第2項                | 事業計画廃止届出書                       |                  |

### 2 公表する事項

| 事項   | 内容(該当する項のみに記載する)  |   |     |     |  |   |  |
|--|---|---|-----|-----|--|---|--|
| 氏名及び住所<br>(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  | 株式会社しんえこ 代表取締役 小松 茂人<br>長野県松本市大字島立 2346 番地  |   |     |     |  |   |  |
| 申請の区分 (I)  | 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更許可   |   |     |     |  |   |  |
| 条例第41、45、47、50、54、56条  | ①廃棄物の処理施設の設置の場所   | 長野県松本市大字島立 2338 番 2   |     |     |  |   |  |
|  | ②廃棄物の処理施設の種類  | ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設<br>・ 施行令第7条第7号に規定する廃プラスチック類の破碎施設  |     |     |  |   |  |
|  | ③処理を行う廃棄物の種類  | 一般廃棄物及び産業廃棄物の廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  |     |     |  |   |  |
|  | ④廃棄物の処理施設の処理能力  | 廃プラスチック類 39.2 t/日 (4.9t/h：8時間稼働)<br>金属くず 130.4 t/日 (16.3 t/h：8時間稼働)<br>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6 t/日 (8.2 t/h：8時間稼働)   |     |     |  |   |  |
|  | ⑤変更の概要(変更許可等の場合)  | <table border="1"><thead><tr><th>変更後</th><th>変更前</th></tr></thead><tbody><tr><td>変更事項①<br/>【一次破碎】（新設）<br/>FHPS-230-400 型（富士車輛株）<br/>廃プラスチック類 191.2t/日(8時間)<br/>金属くず 617.6t/日(8時間)<br/>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 546.4 t/日(8時間)</td><td>変更事項①<br/>AS-1250 型（アライシュレッター）<br/>廃プラスチック類 39.2t/日(8時間)<br/>金属くず 130.4t/日(8時間)<br/>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6 t/日(8時間)</td></tr><tr><td>【二次破碎】（現行）<br/>AS-1250 型（アライシュレッター）<br/>廃プラスチック類 39.2t/日 (8時間)</td><td></td></tr></tbody></table> | 変更後 | 変更前 | 変更事項①<br>【一次破碎】（新設）<br>FHPS-230-400 型（富士車輛株）<br>廃プラスチック類 191.2t/日(8時間)<br>金属くず 617.6t/日(8時間)<br>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 546.4 t/日(8時間) | 変更事項①<br>AS-1250 型（アライシュレッター）<br>廃プラスチック類 39.2t/日(8時間)<br>金属くず 130.4t/日(8時間)<br>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6 t/日(8時間) | 【二次破碎】（現行）<br>AS-1250 型（アライシュレッター）<br>廃プラスチック類 39.2t/日 (8時間) |
| 変更後  | 変更前   |   |     |     |  |   |  |
| 変更事項①<br>【一次破碎】（新設）<br>FHPS-230-400 型（富士車輛株）<br>廃プラスチック類 191.2t/日(8時間)<br>金属くず 617.6t/日(8時間)<br>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 546.4 t/日(8時間) | 変更事項①<br>AS-1250 型（アライシュレッター）<br>廃プラスチック類 39.2t/日(8時間)<br>金属くず 130.4t/日(8時間)<br>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6 t/日(8時間) |   |     |     |  |   |  |
| 【二次破碎】（現行）<br>AS-1250 型（アライシュレッター）<br>廃プラスチック類 39.2t/日 (8時間)   |   |   |     |     |  |   |  |

|              |                             |   |                         |
|--------------|-----------------------------|---|-------------------------|
|              |                             | 金属くず 130.4t/日(8時間)<br>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 65.6t/日(8時間)<br>変更事項②<br>振動の自主管理基準 65dB | 変更事項②<br>振動の自主管理基準 60dB |
| 条例第47、50、54条 | ⑩対象周辺地域の範囲                  | 松本市 島立町区町会<br>松本市 小柴町会  |                         |
|              | ⑪対象関係住民の範囲                  | 周辺地域内に住所若しくは居所又は事業所若しくは事業場を有する者<br>周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者                           |                         |
|              | ⑫事業計画書(見解書)の閲覧場所、期間及び日時     | (場所)株式会社しんえこ 松本市大字島立 2346 番地<br>(期間)事業計画協議終了まで(土日・祝日を除く。)<br>(時間)午前9時から午後4時まで       |                         |
|              | ⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所 | (日時)令和5年3月19日(日)午後1時30分から<br>(場所)松本市島立 町区公民館(松本市大字島立 2422)                          |                         |
| 関係図書の縦覧      | 縦覧に供する場所                    | 松本市 環境エネルギー部 廃棄物対策課   |                         |
|              | 縦覧期間                        | 事業計画協議終了まで(土日・祝日その他市の休日を除く。)  |                         |
|              | 縦覧時間                        | 午前8時30分から午後5時15分まで  |                         |

### 3 提出できる意見

| 今回提出できる意見 | 根拠   | 対象   | 意見できる内容   | 様式  | 期限及び提出先   |
|-----------|------|--|-----------|-----|---|
| ○         | 第49条 | ○第44条第1項の対象関係住民<br>○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者 | ○事業計画について | 24号 | 提出期限<br>令和5年4月18日(火)<br>提出先<br>〒390-0852<br>松本市大字島立 2346 番地<br>株式会社しんえこ<br><br>(意見書の写しを松本市にも提出できます)<br>写しの提出先<br>〒390-0851<br>松本市島内 7576-1<br>松本市環境エネルギー部<br>廃棄物対策課 |

\*「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

#### 注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・条例第49条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所(地番の部分に限る)、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。